

基本目標 4

認め合い、支え合い、 笑顔あふれる共生のまち

【人権・協働】

政策 01

一人ひとりの人権が尊重され、
参画しやすい地域社会を創る

施策1. 人権啓発の推進 128

政策 02

様々な場所や場面で女性が
活躍できる社会を実現する

施策1. 男女共同参画の推進 130

政策 03

すべての町民が、まちや人とつながり、いき
いきとその人らしく活躍できるようにする
(いきいきと暮らせる健康長寿の推進)

【総合戦略】 施策1. 多様な担い手による協働のまちづくりの推進 132

政策 01

一人ひとりの人権が尊重され、 参画しやすい地域社会を創る

施策1 人権啓発の推進

施策目標

女性や若者、高齢者、障がい者等、すべての人の人権が尊重され、「人権のまち和気」の意識が広がっています。

現状と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれ、国際的に人権尊重に向けての取組が進んでいます。和気町では、「和気町人権尊重のまちづくりに関する条例」とともに人権啓発推進委員会が設置されており、現在にいたるまで組織的・継続的に人権研修や人権啓発が推進されてきています。町民においても人権意識の浸透が見られ、「人権のまち和気」になりつつありますが、一方で、研修への参加者の固定化など見直しが必要な部分も見受けられるようになってきています。

また、一人ひとりの人権課題に対応できるように、人権擁護委員に依頼し月に2回人権相談を実施しています。

研修や啓発では、同和問題を軸に女性・子ども・障がい者・LGBTなど、様々な人権問題を対象にしてきました。近年では人口減や家族形態・ライフスタイルの多様化など社会の変化が進みつつあり、それに合わせてインターネットの普及など他者とのコミュニケーションの方法も変化してきました。一方で、変化に伴い、インターネットやSNSなどを通じた差別や誹謗・中傷等、人権問題が新たな形で表出しており、状況に即した研修や啓発活動が必要になってきています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療従事者や罹患者及びその家族等への差別が散見されるなど、この点においても対応が必要とされています。

さらに、近年では、高齢化や人口減少などの要因により、地域内外における人間関係の希薄化が指摘されています。新たなまちづくりにおいては、「地域共生社会」を充実・強化していく必要があります。そのためには、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にする必要があることから、人権意識の醸成は欠くことができません。人権を尊重しながら、それを基盤に関係性を築いていくような地域づくりも必要となってきます。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
地区啓発研修への参加割合	人	800	850	900	社会教育課
人権尊重のまちづくり推進大会ほか研修会への参加割合	人	400	500	600	社会教育課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 人権啓発の推進	様々な機会を通して、人権に関する教育・啓発を推進し、町民一人ひとりが、互いの多様性や能力を認め合い、尊重しあう意識を醸成する一助とします。また、啓発内容を充実させ、研修会などへの参加を促します。 <具体的事業> - 人権啓発地域交流事業 - 人権啓発推進事業 - 町広報紙における啓発	社会教育課
2 人権条例及びSDGsの広報	「和気町人権尊重のまちづくりに関する条例」やSDGsの理念が認知されるよう、また研修会参加者の固定化対策としても、人権以外の様々な施策や研修会においても「人権のまち和気」をキャッチコピーにして取り入れ、広報に努めます。 <具体的事業> 人権広報事業	社会教育課
3 人権相談	一人ひとりの人権に関する課題に対応するべく、月2回人権擁護委員による人権相談を実施します。 <具体的事業> 人権相談事業	総務課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
人権啓発交流事業や人権啓発推進事業へ積極的に参加するとともに、交流や意見交換を通して、人権尊重のまちづくりに参画します。	町は、関係団体と連携しながら、研修会などを通して、人権教育及び人権啓発を推進し、人権尊重のまちづくりへの機運を醸成します。

政策 02

様々な場所や場面で女性が活躍できる社会を実現する

施策1 男女共同参画の推進

施策目標

町民一人ひとりが、男女共同参画社会の実現を身近な問題として捉えて、持続可能な地域として発展する社会の実現を目指して、自らの意思により社会のあらゆる分野に積極的に参画しています。

現状と課題

男女共同参画社会の形成は、国の最重要課題の一つとして位置づけられています。男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備され、男女共同参画の意識は社会的に浸透してきていますが、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に基づく、性差に関する偏見や社会制度・慣習は、いまだ根強く残っている現状があります。

和気町では、「和気町人権尊重のまちづくりに関する条例」の理念の下、人権尊重のための研修会などにおいて、女性の人権という課題についても適宜取り上げてきました。しかしながら、「男女共同参画基本計画」が策定されておらず、人権としての女性問題から雇用など働く女性という観点まで達していない現状があり、計画的に男女共同参画が進められてきませんでした。ただし、人権課題としても重要性は失っていないため、人権意識の醸成とも関連づけながら進めることも必要です。

また、和気町においても人口減少や高齢化が進み、また家族形態やライフスタイルの多様化など、人々の意識や社会の在り方が変化しています。持続可能な地域として発展していくためには、働きたいという人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることが重要になってきます。すなわち、男女共同参画は、共に助け合い、支え合い、だれもが生きがいを持って暮らしていける「地域共生社会」にも直接的につながるため、今後は、女性が安定して働ける場など環境整備を進めていく必要があります。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
男女共同参画講座の参加実績	人	0	100	200	社会教育課
町職員の女性監督職登用率	%	16	19	22	総務課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 男女共同参画の推進	男女共同参画への理解を深め、男女共同参画社会の形成を目指します。家庭や職場、地域等において、意識改革を促進するために、講座、講演会等、専門性の高い学習機会を提供します。また、意義や理解を促すために、広報紙・ホームページ等を活用した啓発活動を実施します。 <具体的事業> 男女共同参画普及啓発活動	社会教育課
2 女性活躍の推進	より豊かで活気あふれるまちを目指し、政策や方針決定の場における女性の参画を実現するために、まずは管理職への女性登用を推進します。 町の政策や方針を決定する場において、性別の偏りをなくし、女性の声も男性の声も反映できるような体制づくりに努めます。 <具体的事業> 町職員の女性監督職登用率促進	総務課
3 女性の雇用推進	持続可能な地域を目指し、男女共同参画の理念を体現すべく女性の雇用促進を啓発します。 <具体的事業> 女性の雇用促進啓発事業	総務課 社会教育課

関連する個別計画

和気町男女共同参画プラン

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
男女共同参画社会に関する学びの機会に参加し、差別や偏見をなくす力を養います。	地域や学校、職場などで男女共同参画社会の実現に向けた啓発や学びの機会をつくります。

政 策
03**すべての町民が、まちや人とつながり、いきいきとその人らしく活躍できるようにする
(いきいきと暮らせる健康長寿の推進)****施策1 多様な担い手による協働のまちづくりの推進****施策目標**

助け合いのまちづくり活動が活性化することにより、地域活動やボランティア活動が積極的に行われ、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。

現状と課題

本町では、平成18(2006)年に「和気町助け合いのまちづくり条例」が制定されて以来、人情あふれ、豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための取組が推進されてきました。しかし、近年の急速な高齢化に伴い、まちづくりの担い手や後継者不足が課題となっています。

現在、町内に設置されている9つの「助け合いのまちづくり協議会」では、地域の課題解決に向けた自助、共助、公助による活動が展開されていますが、活動への参加者の偏りや補助金頼みの事業運営等が課題となっています。町民が主役のまちづくりを進めるためには、自主・自立・自発の機運を醸成させる必要があります。

近い将来、高齢者などが自宅からバスの停留所までの移動手段に困るような事例が多く出てくることが予想されます。そのような地域の課題を協働によるまちづくりにより解決していくことが求められており、そのためにもだれでも助け合いのまちづくりに参加しやすくなるようなきっかけづくりを行う必要があります。

また、今後ますます少子高齢化が深刻化する本町においては、地域住民だけでなく団体、企業、学校などの地域の多様な主体が「我が事」としてまちづくりに参画することも重要です。人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

目標の達成度を測る指標

指標名	単位	現状値	目標値		担当課
		令和2年	令和7年	令和12年	
各地区協働のまちづくり事業参加人数	人	786(R1)	1,000	1,500	まち経営課
協働のまちづくり提案事業応募件数	件	4 (R1)	6	6	まち経営課
地域共生社会研修会等への参加人数	人	0	100	200	社会教育課

施策の展開

施策テーマ	取組方針	担当課
1 新旧住民による新しいまちづくり	まちづくり協議会事業に都市部からの移住者の参加を促し、新旧住民による新たな発想にて活動の活性化を図るなど、まちづくり協議会の自主・自立の機運の醸成を図ります。 <具体的事業> ・ 助け合いのまちづくり協働事業	まち経営課
2 まちづくりの担い手の育成	町民やNPOが、地域が抱える課題に対して自主的・自発的に実施する活動を支援します。 また、町内の団体から協働事業提案を広く募集し、協働してまちづくりに取り組みます。行政からも地域課題解決のための事業を提示して協働事業者を募集し、将来の担い手育成を図ります。 <具体的事業> ・ 協働提案事業による課題解決活動支援 ・ 行政発案による町民への地域課題の提示	まち経営課 及び すべての課
3 まちづくり・地域共生社会に係る情報の積極的な発信	町民がまちづくりに参加しやすいよう、情報発信の強化により町の取組の共有を図ります。 また、「地域共生社会」という概念はまだ広く認知されたものではないため、理念や考え方、取組方針や事業などの情報について、広報紙・SNSなどの媒体や研修会の場において啓発に努めます。 <具体的事業> ・ 情報発信の充実・強化	まち経営課 社会教育課 財政課
4 地域共生社会に係る研修会や実践講座の開催	多様な担い手の育成を図ることで参画への機運を醸成するために、公民館等での研修会や、実際の行動を見据えた講演会や育成講座・実践講座など専門性の高い学習機会を提供します。また、機運醸成からまちづくりや共生社会実現への行動を促すため、育ちつつあるまちづくりの主体が、気軽に話し合える場を創出することで、学習から実践へと道筋をつけます。 <具体的事業> ・ 地域共生社会研修会事業	社会教育課

町民・各種団体・民間事業者・行政とともに進める協働指針

町民・各種団体等の行動目標	行政の行動目標
自分に合ったまちづくり活動を見つけ、自主的に参加します。 地域共生社会について正しい知識を身につけ、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方をしています。	住民間の地域コミュニティやNPO、ボランティアなどの多様な担い手と協働し、町民主体のまちづくりを支援します。 地域の現状や社会のニーズに合った活動について、調査研究を行い、地域住民と共に地域共生社会の実現に向けた取組を支援します。

